

平成21年度雇用失業統計研究会（第2回）

会 議 次 第

平成21年12月11日（金）

総務省統計局6階特別会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 雇用契約期間の実態把握について

(2) 実労働時間の適切な把握について

(3) 就業と結婚，出産，子育て，介護等の関係を分析するための調査事項について

(4) その他

3 閉 会

<配布資料>

資料1 雇用契約期間の把握について

資料2 労働時間の把握について

資料3 第1子出生夫婦に関する就業状態等の特徴とその変化

～就業構造基本調査（2002年，2007年）の個票データを用いた分析～

雇用契約期間の把握について

雇用失業統計研究会（平成 20 年 3 月）

◆雇用契約期間の設問案の提示

今の仕事について 雇用契約期間を 記入してください	雇われている人の雇用契約期間				定 め な し
	定めあり				
	1 か 月 未 満	1 か 月 以 上 1 年 未 満	1 年 超 3 年 以 下	3 年 超 5 年 以 下	
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>



雇用失業統計研究会（平成 20 年 6 月）

◆雇用契約期間の設問案の検討

- ・ 選択肢に「その他」及び「分からない」の両方を設けることの適否
- ・ 実際の調査に先立って、設問形式によるアンケートの必要性

今の仕事について 雇用契約期間を 記入してください	雇われている人の雇用契約期間							定 め な し	分 か ら な い
	定めあり								
	1 か 月 未 満	1 か 月 以 上 3 か 月 未 満	3 か 月 以 上 6 か 月 未 満	6 か 月 以 上 1 年 未 満	1 年 以 上 2 年 未 満	2 年 以 上 3 年 未 満	3 年 以 上 5 年 未 満	5 年 以 上	
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

今の仕事について 雇用契約期間を 記入してください	雇われている人の雇用契約期間							定 め な し	そ の 他	分 か ら な い
	定めあり									
	1 か 月 未 満	1 か 月 以 上 3 か 月 未 満	3 か 月 以 上 6 か 月 未 満	6 か 月 以 上 1 年 未 満	1 年 以 上 2 年 未 満	2 年 以 上 3 年 未 満	3 年 以 上 5 年 未 満	5 年 以 上		
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	



アンケートの実施

◆民間調査機関に委託してアンケートを実施

■現在の勤め先についてお答えください。

Q7 雇用期間についてお答えください。
(回答は1つ)

B

- 期間の定めがない
- 期間の定めがある
- その他
- 分からない

■「期間の定めがある」とお答えの方にお聞きます。

Q9 具体的な雇用契約期間の定めをお答えください。
※「雇用契約期間」とは1回の契約期間です。勤続期間とは異なります。
(回答は1つ)

B

- 1か月未満
- 1か月以上3か月未満
- 3か月以上6か月未満
- 6か月以上1年未満
- 1年以上2年未満
- 2年以上3年未満
- 3年以上5年未満
- 5年以上
- 分からない



アンケート結果の分析

◆アンケート結果の分析

		[Q9] Q9 具体的な雇用契約期間の定めをお答えください。※「雇用契約期間」とは1回の契約期間です。勤続期間とは異なります。(回答は1つ)■「期間の定めがある」とお答えの方にお聞きます。									
		TOTAL	1か月未満	1か月以上3か月未満	3か月以上6か月未満	6か月以上1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上	分からない
[Q3] Q3 勤め先での従業上の地位は次のうちどれですか。(回答は1つ)	TOTAL	625	13	81	117	150	105	11	10	93	45
	常雇(雇用契約期間が1年を超える、または雇用契約期間の定めがない)	309	0	9	24	44	83	7	9	93	40
	臨時雇(雇用契約期間が1か月以上1年未満)	265	7	65	83	91	15	2	0	0	2
	日雇(雇用契約期間が1か月未満)	8	3	1	2	1	0	0	0	0	1
	学生(パート・アルバイトをしている)	43	3	6	8	14	7	2	1	0	2



雇用失業統計研究会(平成21年1月)

◆アンケート結果の報告

◆主な意見

- ・常雇で雇用契約期間の定めがある者で、その期間が5年以上という人が相当数見られるが、法令との関係で5年以上という選択肢は置きにくいだろう。
- ・雇用契約期間が5年以上という人は、3年契約を2回繰り返せるといった勤続期間を「契約期間」と勘違いしている可能性がある。
- ・統計調査で「わからない」という回答はあり得ないかもしれないが、そういうものを入れないと調査は難しいだろう。



雇用失業統計研究会(平成21年11月)

◆統計委員会の基本計画に掲出

◆アンケート結果の報告

◆主な意見

- ・「常雇」という言葉は一般に馴染みが薄い。呼称の方が回答しやすく、実態も捉えられるのではないか。
- ・回答者の認識が事実と一致しているとは限らない。意識ではなく事実を把握できる設計が必要。
- ・「分からない」という回答もあって然るべきである。世の中も複雑化しているので、ユーザーからすれば、そういう現実があるといった情報も重要だろう。
- ・毎月把握する必要性は高くない。構造統計(何年かに1度)で捉えたら良いのではないか。

論点1

雇用契約期間の把握に関し、これまでのアンケート結果などから明らかになった問題点と調査への導入の方法について

《主な問題点と関連する意見》

- 雇用契約期間を把握していない人について
 - ・実際の契約と本人の思い込みが混在している可能性があるが、それを分離できるような設計が可能か。
 - ・雇用契約期間が分からない人が、「定めなし」に誤記入することを防止することが必要。
 - ・自身で契約期間の定めの有無，更新の有無，契約期間を認識していない人も一定数いるため，「分からない」という選択肢を設けないと設問が成り立たない可能性がある。
 - ・期間の定めの有無に関して，概念上，「その他」はありえない。
- 1回の雇用契約期間と更新による通算勤続年数の齟齬
 - ・契約を何回か更新している人が，雇用契約期間と更新による通算の勤続年数を勘違いする可能性がある。
 - ・短期の雇用契約を繰り返し更新している人については注意が必要。
- 従業上の地位と雇用契約期間との矛盾，正確な回答を導くにはどうすべきか。
- 定年まで＝定めなしの理解について
 - ・定年が「期間の定めなし」であることを理解してもらうような誘導が必要。
- 労働基準法で認めていない「5年超」について
 - ・労働基準法で原則として5年以下とされている関係から，5年超という選択肢は設けにくい。

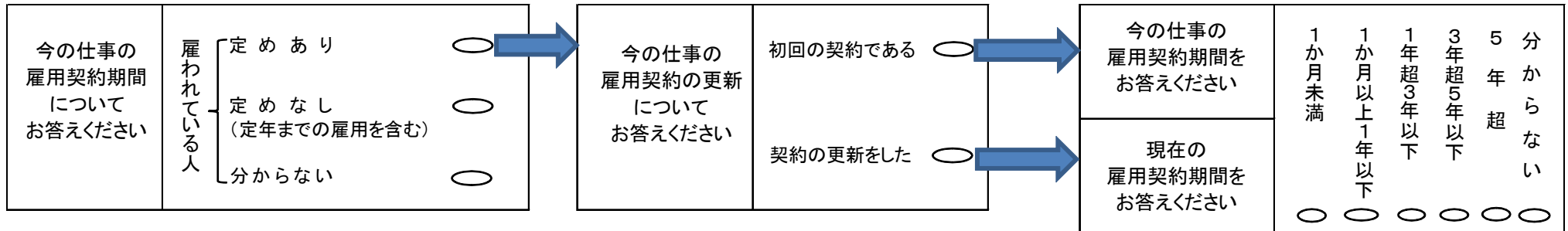
論点2

雇用契約期間の把握の頻度，構造統計との関係について

<関連する意見>

- ・毎月把握する必要性は高くない。構造統計で何年か毎に捉えたらいいのでは。

【設問イメージ】（案）雇用契約期間の把握の方法



（留意点）

- 雇用契約期間について、正確に把握するためには、上記のとおり3段階にするなどの工夫が必要と思われる。
- 労働力調査で経常的に把握する必要性は低いと考えられることなどから、周期調査である就業構造基本調査で把握することが考えられる。
- ただし、その場合でも記入者負担の問題などから、就業構造基本調査で把握している他の調査事項との優先度について検討する必要がある。

雇用契約期間に関する実態について

※厚生労働省労働基準局 有期労働契約研究会 HP より

< 契約期間の明示（平成 21 年有期労働契約に関する実態調査） >

契約締結時の契約期間に関する明示の有無、方法別有期契約労働者の割合 (%)

	全有期雇用 契約労働者計	明示された	契約期間の明示手段			明示されて いない
			書面で 明示された	口頭で 明示された	その他の手段で 明示された	
総数	100.0	95.4(100.0)	(90.6)	(8.6)	(0.7)	4.6

注：() は労働契約締結時に契約期間が明示された有期契約労働者を100とした割合である。

平成21年有期労働契約に関する実態調査(個人調査)報告書より

契約締結時の契約期間に関する明示の有無、方法別事業所の割合 (%)

	有期契約労働者 を雇用している 事業所計	明示している	契約期間の明示方法					明示していない	不明
			口頭による 明示	書面の 交付	電子メールに より明示	その他	不明		
総数	100.0	91.7(100.0)	(6.2)	(92.9)	(0.0)	(0.8)	(0.1)	7.0	1.3

注：() は契約期間を明示していると回答した事業所を100とした割合である。

平成21年有期労働契約に関する実態調査(事業所調査)報告書より

< 契約更新の有無の明示（平成21年有期労働契約に関する実態調査） >

契約締結時の更新の有無に関する明示の有無、方法別有期契約労働者の割合 (%)

	全有期雇用 契約労働者計	明示された	更新の有無の明示手段			明示されて いない
			書面で 明示された	口頭で 明示された	その他の手段で 明示された	
総数	100.0	87.2(100.0)	(78.3)	(20.3)	(1.4)	12.8

注：() は労働契約締結時に更新の有無が明示された有期契約労働者を100とした割合である。

平成21年有期労働契約に関する実態調査(個人調査)報告書より

契約締結時の更新の有無に関する明示の有無、方法別事業所の割合 (%)

	有期契約労働者 を雇用している 事業所計	明示している	更新の有無の明示方法					明示していない	不明
			口頭による 明示	書面の 交付	電子メールに より明示	その他	不明		
総数	100.0	82.9(100.0)	(10.4)	(87.9)	(0.1)	(1.0)	(0.7)	13.8	3.3

注：() は更新の有無を明示していると回答した事業所を100とした割合である。

平成21年有期労働契約に関する実態調査(事業所調査)報告書より

< 契約期間に関する設問（平成21年有期労働契約に関する実態調査） >

(問) あなたの1回当たりの契約期間についてお答え下さい。

- 1 1ヶ月以内
- 2 1ヶ月超～2ヶ月以内
- 3 2ヶ月超～3ヶ月以内
- 4 3ヶ月超～6ヶ月以内
- 5 6ヶ月超～1年以内
- 6 1年超～2年以内
- 7 2年超～3年以内
- 8 3年超
- 9 期間の定めはない

(結果)

現在の契約期間別有期契約労働者の割合及び平均契約期間 (%)

	全有期契約 労働者計	1か月以内	1か月超～ 2か月以内	2か月超～ 3か月以内	3か月～ 6か月以内	6か月超～ 1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超	期間の定め はない	平均契約 期間(月)
総数	100.0	4.3	4.5	17.5	22.5	40.0	8.1	1.6	1.5	0.0	7.8

労働時間の把握について

1 見直しの趣旨

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において、「実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯サイドの雇用・労働関係の統計調査において、ILOの国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する。」とされた。

また、現在の労働力調査では月末1週間の週間就業時間を調査^{*}しているが、年によって祝日やその振替休日が含まれることや曜日構成が変動する影響があるため、平均週間就業時間等の対前年同月比や年平均結果をみる場合は注意が必要とされている。

これらを踏まえ、雇用・労働関係の統計調査において、調査事項の見直し及び推計方法について検討する。

2 海外の動向

平成20年にILO第18回国際労働統計家会議が開催され、労働時間の測定に関する決議の中で、各国において就業時間をより詳細に把握することが求められた。

○労働時間の測定に関する決議で把握すべきとされている事項

- ・年間総実労働時間
- ・(すべての仕事に関する)就業者1人当たり平均年間実労働時間
上記が不可能であれば
- ・(すべての仕事に関する)就業者1人当たり週当たり平均実労働時間

○上記について、分析すべきとされている項目

- ・性別、従業上の地位別、年齢別、産業別、制度部門別、
- ・教育、職業、労働時間設定、フォーマル／インフォーマルのセクター別、就業状態別

3 労働時間の推計方法の検討

労働力調査を用いて、月末1週間の労働時間から月ベースの労働時間を推計し、12か月分を合算することで年間ベースの労働時間を推計する方法を検討（別紙参照）

※現在の対応状況

調査している項目

- 月末1週間の週間就業時間（労働力調査）
- ふだんの週間就業時間（就業構造基本調査，社会生活基本調査）

分析可能な項目

- 男女別，従業上の地位別，年齢別，産業別，職業別（労働力調査）

<参考>

第18回国際労働統計家会議における労働時間の測定に関する決議（仮訳：抜粋） 国際的報告

33. (1) 労働時間統計の国際的報告において、各国は少なくとも、「SNA生産境界内」の以下の報告に努力すべきである：
- (a) 年ベースの総実労働時間、及び、
 - (b) (すべての仕事に関する)就業者1人当たり平均年間実労働時間、又は、
 - (c) 上記のものが不可能な場合、週当たり平均実労働時間
- (2) 「SNA生産境界を超えて」労働時間を測定している国は、「SNA生産境界内」の活動に関する労働時間統計と区別できるような方法で、統計を編集し、報告すべきである。
- (3) 国際比較のために、算出測定値は、ジェンダーの観点からの分析を可能にするように性別、並びに、従業上の地位別に分割すべきである。可能ならば、これらの算出測定値は、また、年齢、産業又は制度部門別に分割すべきである。その他の興味ある変数は、教育水準、職業、労働時間設定、及び、フォーマル/インフォーマルのセクター又は就業である。
34. 各国はまた次の統計を報告し得る立場にあるだろう：
- (1) 平均週契約労働時間又は平均週ふだんの労働時間
 - (2) 週当たり実労働時間階級又はふだんの労働時間階級別仕事数又は人数。異なる時間幅で働いている仕事数又は人数の統計に関して、データは、一定の時間幅に従って報告されるように、収集すべきである。これらの時間幅は4又は5時間のこともあり、すべての場合において、以下を含むべきである：
 - (a) 15時間未満
 - (b) 40時間
 - (c) 48時間以内
 - (d) 60時間以上
 - (3) 休業を経験した人数、及び、休業の種類別人数。休業の種類は少なくとも以下の休業理由に区別すべきである。
 - (a) 年次休暇（可能なら、別に分類された強制的年次休暇を含む）、休日及び補償休暇
 - (b) 疾病及び負傷（可能なら、別に分類された労働災害を含む）
 - (c) 産休／父親産休／育児及び介護休暇
 - (d) ストライキ及びロックアウト
 - (e) その他の理由
35. 国際的に報告されるすべての労働時間統計の透明性と比較可能性を強化するために、各国は、自国の概念、定義及び統計手法、並びに、この決議の勧告からの逸脱に関する必要不可欠な情報を編集し、提供することが要請される。したがって、各国は、データ収集及び処理手順について、以下の点を十分に文書化できるよう設計すべきである：
- (a) 適切な場合、労働時間についての国際的及び国内的統計定義間の差異
 - (b) 各国における法的及び行政的定義と比べた国内的統計定義間の差異
 - (c) 分析的及び国際的統計概念に対応する推計値に到達するために行われた調整、並びに、特に、各産業について、（パラグラフ11及び12で定義された）実労働時間数と支払労働時間数の間の比率を決定するために、その時々実施された調査

労働時間の推計方法の検討（試案）

（案 1）ふだんの 1 日当たりの労働時間に所定外労働時間を含む場合

- 下記の①～③に従い、1 か月間の実労働時間を推定する。
- ①ふだんの 1 日当たりの労働時間（所定外労働時間を含む）を求め、
 - ② 1 か月間に実際に働いた日数（週休、祝祭日のほか、有給休暇も除いた日数）を乗じた上で、
 - ③ 1 か月間に取得した時間休の合計（1 日単位での休んだ日を除く）を減じる

は新たに把握する必要がある事項

WH : 月末 1 週間の労働時間（現在、調査している項目）

WRD : 月末 1 週間に休んだ日数（週休、祝祭日のほか、有給休暇も含む。1 日単位で休んだ日数）

WRH : 月末 1 週間に取得した時間休の合計（1 日単位での休んだ日を除く）

FDH : ふだんの 1 日当たりの労働時間（所定外労働時間を含む）

$$FDH = (WH + WRH) \div (7 - WRD)$$

MAD : 1 か月間に実際に働いた日数（週休、祝祭日のほか、有給休暇も除いた日数）

MRH : 1 か月間に取得した時間休の合計（1 日単位での休んだ日を除く）

MF : 1 か月間の推定実労働時間

$$MF = FDH \times MAD - MRH$$

（長所）

- 自営業者や裁量労働制の雇用者であっても回答可能と考えられる。
（ただし、WRH、MRH は回答しにくい項目かもしれない。）

（短所）

- 所定外労働時間を含んだ上記案の FDH は、月末 1 週間のデータから推計した時間数であるため、月末に残業が多くなる職種では、過大推計となる可能性が高い。

(案2) ふだんの1日当たりの労働時間に所定外労働時間を含まない場合

○ 下記の①～④に従い、1か月間の実労働時間を推定する。

- ①ふだんの1日当たりの労働時間（所定外労働時間を含まない）を求め、
- ②1か月間に実際に働いた日数（週休、祝祭日のほか、有給休暇も除いた日数）を乗じた上で、
- ③1か月間の所定外労働時間（無給時間を含む）を加え、
- ④1か月間に取得した時間休の合計（1日単位での休んだ日を除く）を減じる

は新たに把握する必要がある事項

WH : 月末1週間の労働時間（現在、調査している項目）

WHO : 月末1週間の所定外労働時間（無給時間を含む）

WRD : 月末1週間に休んだ日数（週休、祝祭日のほか、有給休暇も含む。1日単位で休んだ日数）

WRH : 月末1週間に取得した時間休の合計（1日単位での休んだ日を除く）

FDH : ふだんの1日当たりの労働時間（所定外労働時間を含まない）

$$FDH = (WH - WHO + WRH) \div (7 - WRD)$$

MAD : 1か月間に実際に働いた日数（週休、祝祭日のほか、有給休暇も除いた日数）

MHO : 1か月間の所定外労働時間（無給時間を含む）

MRH : 1か月間に取得した時間休の合計（1日単位での休んだ日を除く）

MF : 1か月間の推定実労働時間

$$MF = FDH \times MAD + MHO - MRH$$

（長所）

○月末1週間と1か月間の所定外労働時間（残業時間）を捉えることで、案1に比べて精度が向上すると考えられる。

（短所）

○無給時間を含む月末1週間の所定外労働時間(WHO)、特に無給を含む1か月間の所定外労働時間(MHO)については、正確な回答が得にくい可能性があるかもしれない。

【設問イメージ】

(案1)

月末1週間の 仕事をした時間 休日数 時間休 について 記入してください	仕事をした時間	休日日数	時間休
	副業・内職・臨時の仕事などをした時間もすべて含めてください	実際に休んだ日の合計を記入してください(有給休暇も含めてください。1時間でも出勤した日は除いてください)	1日単位で休んだ日は除いてください
	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 時間	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	<input type="text"/> <input type="text"/> 時間

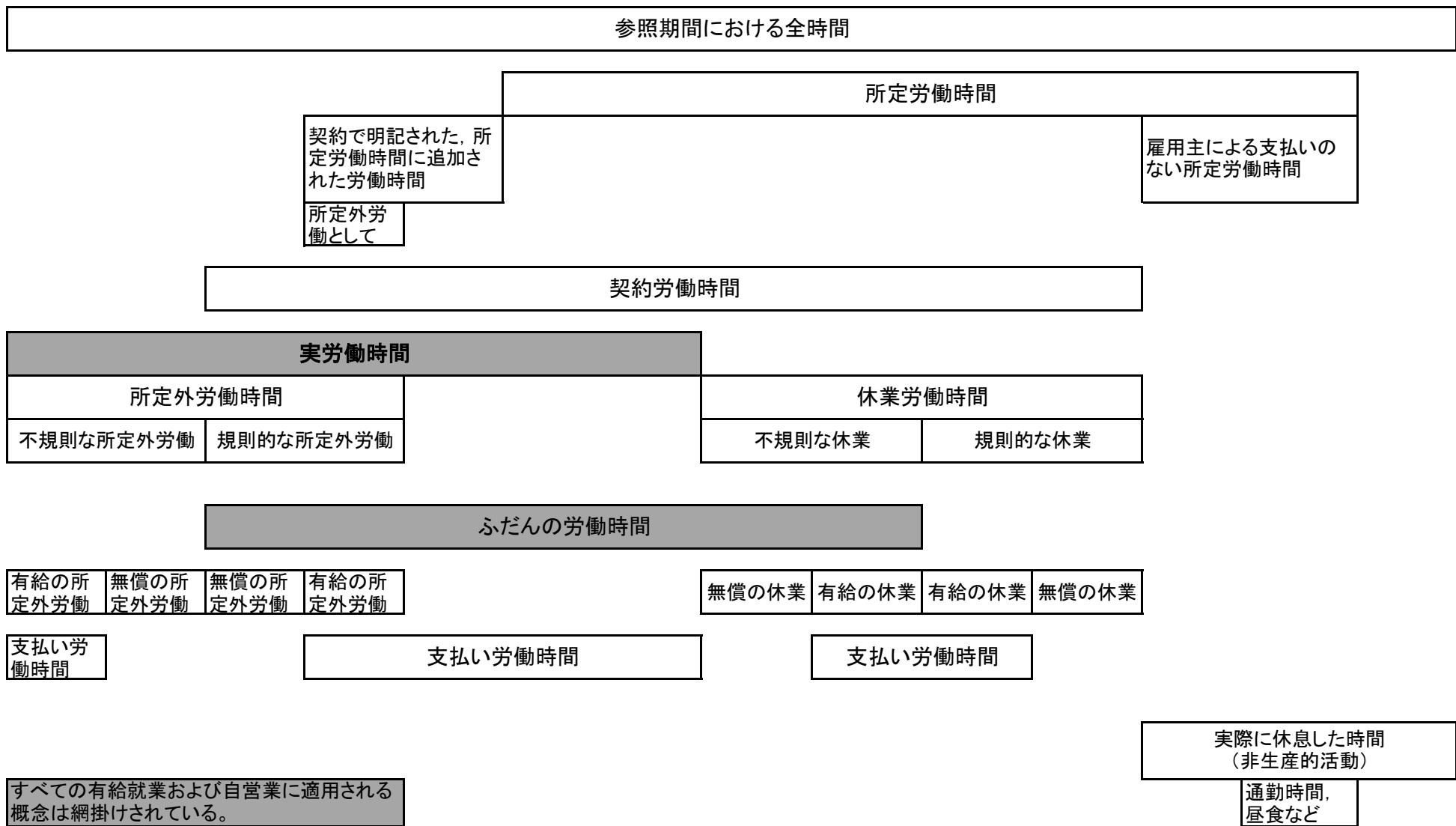
この1か月の 出勤日数 時間休 について 記入してください	出勤日数	時間休
	実際に出勤した日の合計を記入してください(有給休暇は含めないでください。1時間でも出勤した日は1日に数えてください)	1日単位で休んだ日は除いてください
	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	<input type="text"/> <input type="text"/> 時間

(案2)

月末1週間の 仕事をした時間 休日数 所定外労働時間 時間休 について 記入してください	仕事をした時間	所定外労働時間	休日日数	時間休
	副業・内職・臨時の仕事などをした時間もすべて含めてください	無給の時間も含めてください	実際に休んだ日の合計を記入してください(有給休暇も含めてください。1時間でも出勤した日は除いてください)	1日単位で休んだ日は除いてください
	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 時間	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 時間	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	<input type="text"/> <input type="text"/> 時間

この1か月の 出勤日数 所定外労働時間 時間休 について 記入してください	出勤日数	所定外労働時間	時間休
	実際に出勤した日の合計を記入してください(有給休暇は含めないでください。1時間でも出勤した日は1日に数えてください)	無給の時間も含めてください	1日単位で休んだ日は除いてください
	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 時間	<input type="text"/> <input type="text"/> 時間

<参考> 労働時間概念の枠組み（第18回国際労働統計家会議報告書より）



第1子出生夫婦に関する 就業状態等の特徴とその変化

《世帯データを用いた出生動向分析へのアプローチ》

～ 就業構造基本調査(2002年、2007年)の個票データを用いた分析 ～

藤澤由貴子、佐藤朋彦
(労働力人口統計室)

注:この分析は、日本人口学会第61回大会(2009)で発表した資料である

本発表の概要

- 本発表では、
「就業構造基本調査」を用いて
「女性の就業と出産の関係」を分析
 - 少子化問題の対応において、重要な課題の一つは、女性の仕事と出産・子育ての両立
⇒女性の就業状況の違いによる
出生率の差異を把握



本発表の概要

- 就業構造基本調査は、
 - 一般には労働経済学的な分析に利用
 - 就業と出産の双方の情報が利用可能

世帯内にX歳の子どもがいることを
X年前の出生記録とみなして分析(同居児法)

⇒ 分析の視点を変えることによって、
人口学・社会学的な分析に活用が可能



分析データ：就業構造基本調査

■ 就業構造基本調査

● 目的

我が国の就業構造や就業異動の実態、
就業に関する希望など把握するための調査

● 周期

1956年(第1回)から82年(第10回)までは3年ごと
1982年以降は5年ごとの実施。直近は2007年

● 規模

15歳以上の約100万人、約45万世帯

分析データ：主な調査事項

■ 主な調査事項

- 15歳以上の世帯員

ふだんの就業状況、1年前の就業状態、副業、
転職、前職、離職理由、就業希望、年間収入など

- 世帯に関する事項

年間収入（世帯全体）、収入の種類、

15歳未満の年齢別世帯員数（⇒出生記録として利用）

F 3 15歳未満の世帯員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳
	□ ※ ※ 人	□ ※ ※ 人	□ ※ ※ 人	□ ※ ※ 人	□ ※ ※ 人	□ ※ ※ 人	□ ※ ※ 人	□ ※ ※ 人
15歳未満の合計	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	
	□ ※ ※ 人	□ ※ ※ 人	□ ※ ※ 人	□ ※ ※ 人	□ ※ ※ 人	□ ※ ※ 人	□ ※ ※ 人	

分析データ: 選定条件

- 2002年、2007年調査の個票データから、世帯属性の違いによる影響をできるだけ除去するため、次の条件をみたすデータ抜き出して分析
 - 世帯類型: 「夫婦のみの世帯」
「夫婦と0歳児一人からなる世帯」
 - 妻: 25～34歳、夫: 20～44歳かつ有業者

分析データ：信頼性

- 就業構造基本調査による0歳児の推計値は、人口動態統計の出生児数に比べて大きな違いはみられない

	2007年
<u>25～34歳女性と同居する0歳児</u> (就業構造基本調査による推計)	719,500人
<u>25～34歳を母とする出生数</u> (人口動態統計)	736,700人
両統計の差(差率)	▲17,200人(▲2.3%)

注) 就業構造基本調査による推計とは、0歳児と同居している25～34歳女性の乗率を足し上げた値。なお、0歳児のいる世帯内に複数の当該年齢の女性がいる場合には、配偶関係、年齢により母を特定。

分析データ：対象範囲

今回の分析データの対象は、
0歳児全体のうち約4分の1

2007年		人数（人）	割合（%）
出生数（人口動態統計）		1,089,700	100.0
25～34歳女性を母とする出生数 （人口動態統計）		736,700	67.6
夫婦と0歳児が一人の世帯 （妻：25～34歳、 夫：20～44歳かつ有業者）		289,700	26.6

分析データ: 集計方法

■ 属性別の第1子出生世帯割合(%)

「夫婦と0歳児一人」

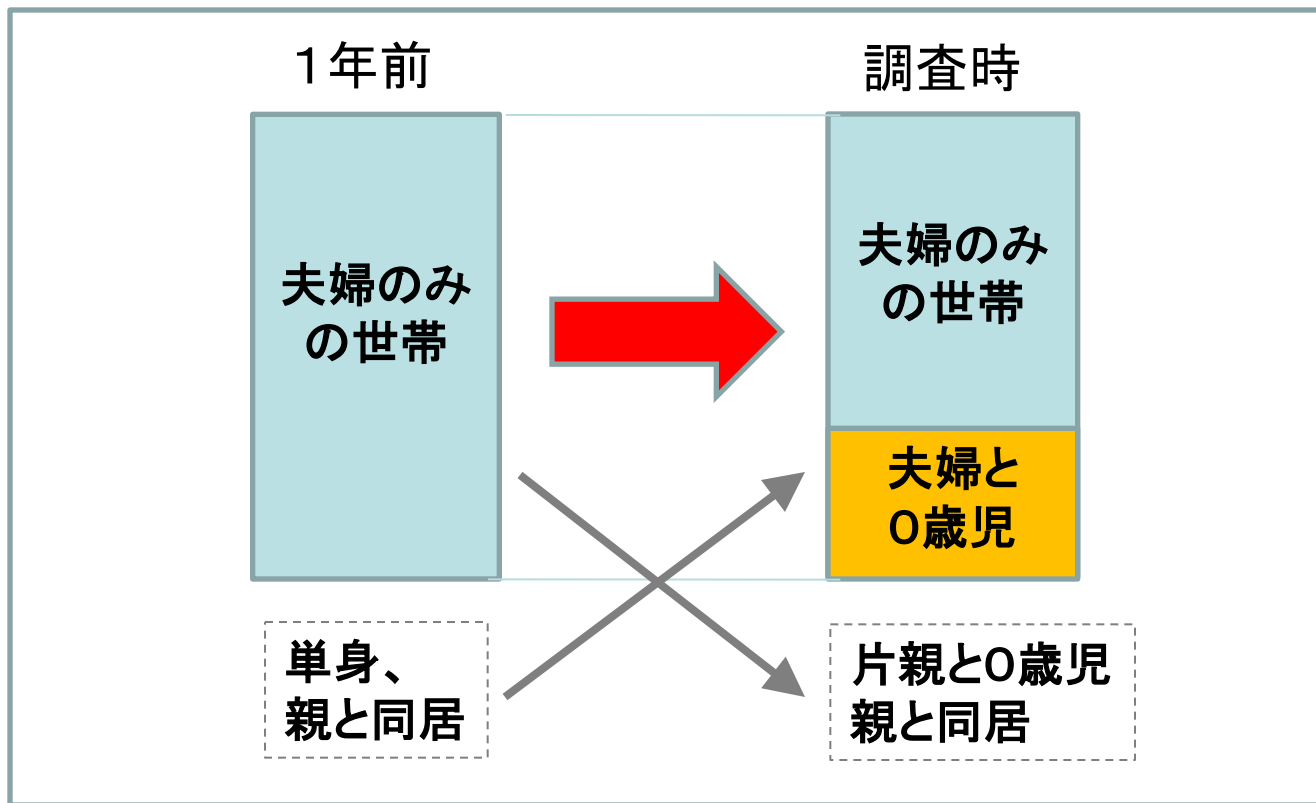
「夫婦のみ」+「夫婦と0歳児一人」

⇒ 上記割合は、期間出生率に近似するもの
ただし・・・

分析データ: 結果を見る際の注意点

世帯員構成の変化

例) 夫婦のみの世帯→出産を機に親と同居





集計内容

妻の就業状態別（有業・無業）

妻が有業

- 妻の雇用形態別（正規・非正規）
- 妻の勤め先の経営組織別（株式会社、官公庁、・・・）

妻が無業

- 妻が1年前有業で、調査時点で無業者になった割合（離職割合）

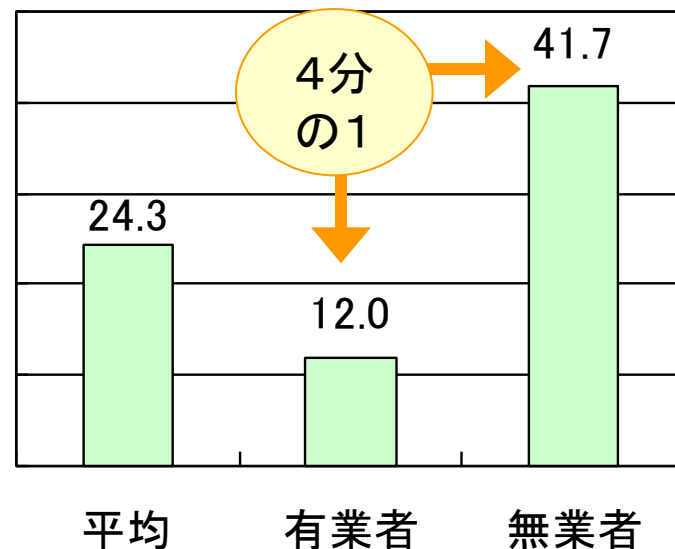
集計結果：妻の就業状態別

妻が有業者の世帯の第1子出生世帯割合は、
無業者の約4分の1

妻の就業状況別世帯数と
第1子出生世帯割合(2007年)

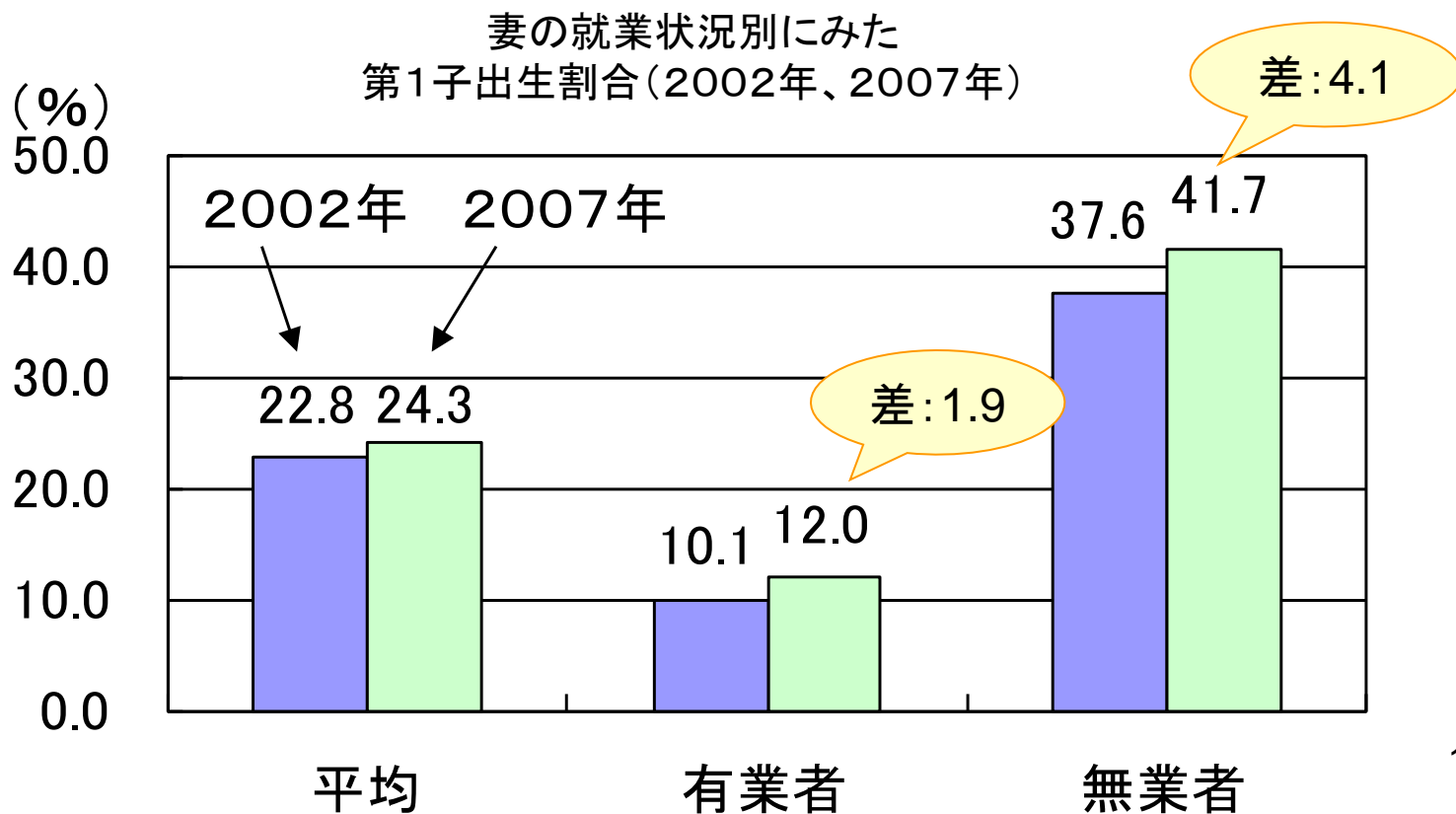
	合計	調査時点 (%)	
		有業者	無業者
合計(1)+(2)	1,191,800	699,500	492,300
夫婦のみの世帯(1)	902,100	615,300	286,900
夫婦と0歳児一人 からなる世帯(2)	289,700	84,200	205,500
第一子出生割合(%) (2)/[(1)+(2)]	24.3	12.0	41.7

妻の就業状況別に見た
第1子出生割合(2007年)



集計結果：妻の就業状態別

第1子出生世帯割合は、
2002年に比べ、有業者・無業者ともに上昇



集計結果：妻が有業者の世帯

妻が非正規の雇用者における

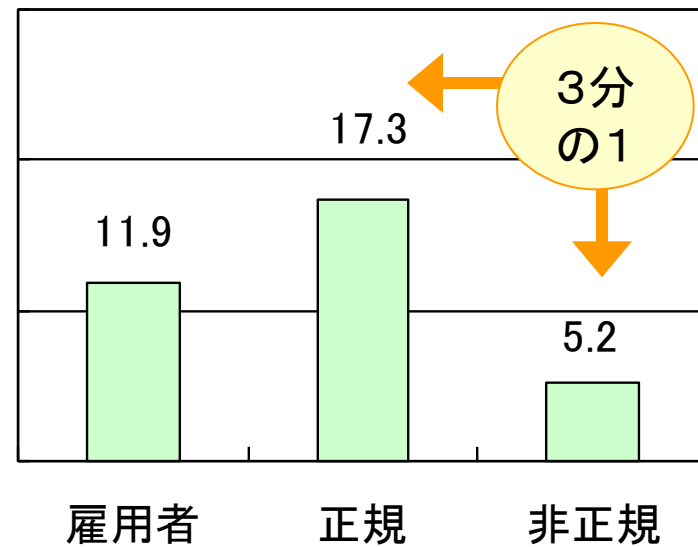
第1子出生世帯割合は、正規の**3分の1程度**

妻の雇用形態別世帯数と
第1子出生割合(2007年)

	有業者	雇用者	
		正規	非正規
合計(1)+(2)	699,500	673,400	298,900
夫婦のみの世帯(1)	615,300	593,200	283,400
夫婦と0歳児一人 からなる世帯(2)	84,200	80,200	15,400
第一子出生割合(% (2)/[(1)+(2)]	12.0	11.9	5.2

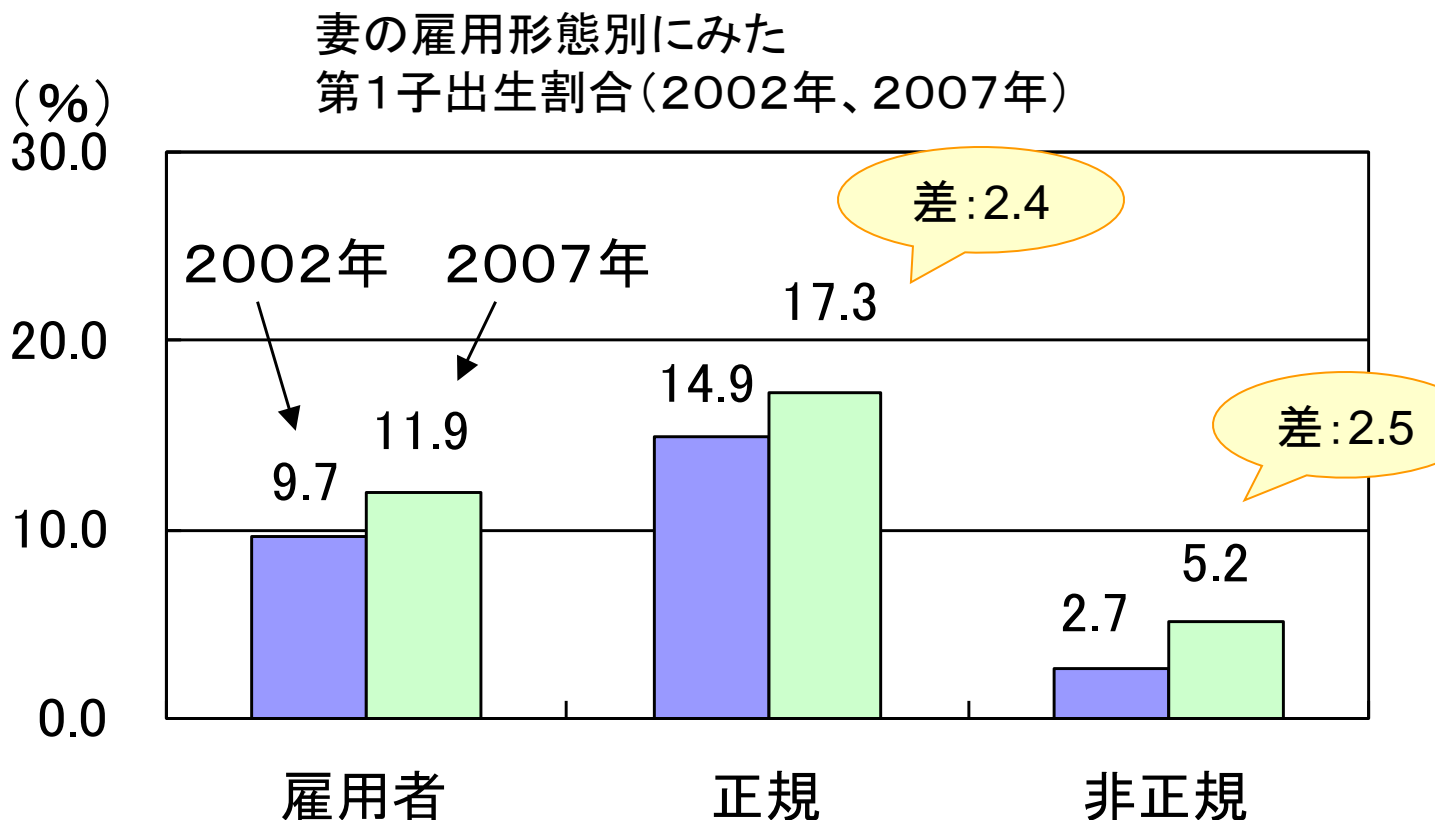
(%)
30.0

妻の雇用形態別に見た
第1子出生割合(2007年)



集計結果：妻が有業者の世帯

- 第1子出生世帯割合は、2002年に比べ、正規・非正規ともに上昇



集計結果：妻が有業者の世帯

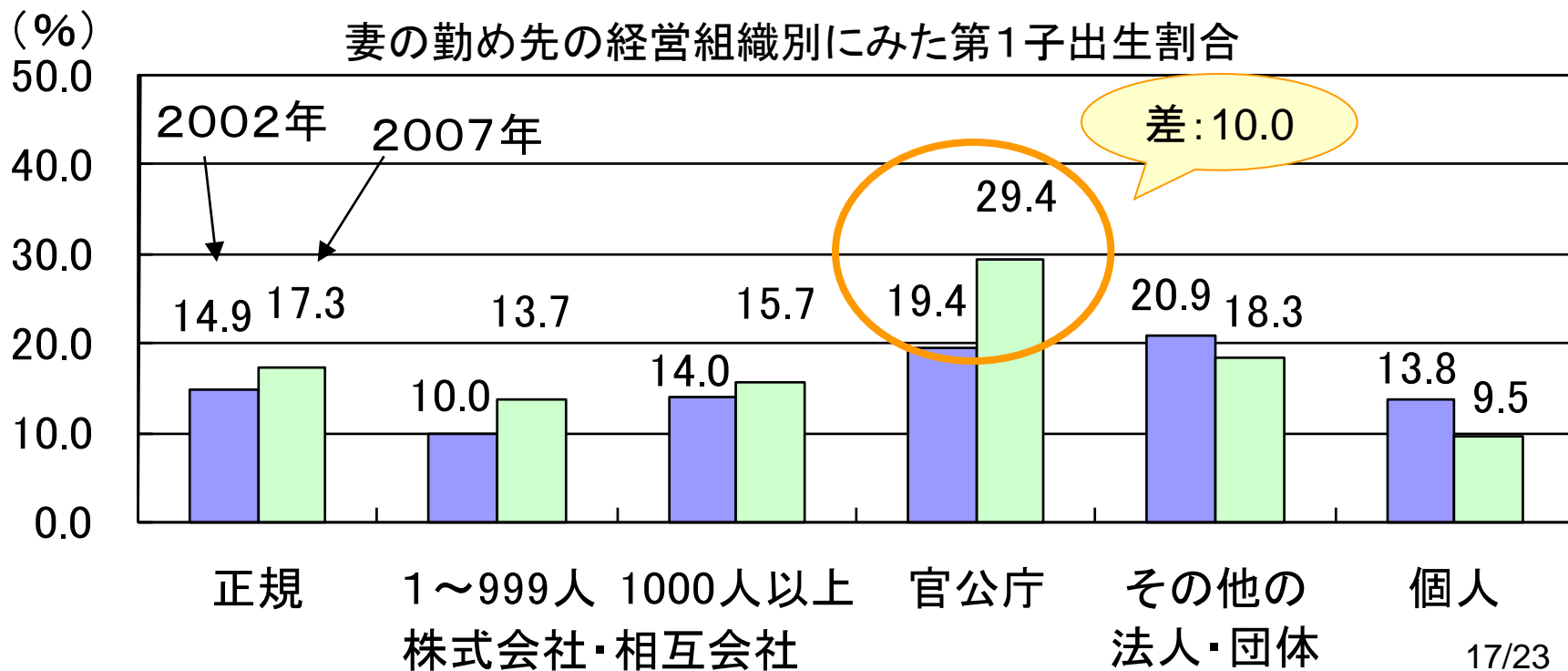
- 第1子出生世帯割合は、妻が**官公庁**に勤めている世帯で高い

妻の勤め先の経営組織別世帯数と第1子出生割合(2007年)

	正規	株式会社・相互会社		官公庁	その他の法人・団体	個人
		1～999人	1000人以上			
合計(1)+(2)	374,200	130,000	75,000	60,300	82,700	24,800
夫婦のみの世帯(1)	309,500	112,200	63,200	42,600	67,600	22,500
夫婦と0歳児一人からなる世帯(2)	64,700	17,800	11,800	17,700	15,100	2,400
第一子出生割合(%) (2)/[(1)+(2)]	17.3	13.7	15.7	29.4	18.3	9.5

集計結果：妻が有業者の世帯

- 第1子出生世帯割合は、2002年に比べ、官公庁で10.0ポイント上昇



集計結果：妻が有業者の世帯

- 官公庁に勤める妻の勤め先の産業をみると、**公務**において第1子出生世帯割合が**急上昇**

妻の勤め先の産業別世帯数と第1子出生割合(2007年)

		世帯数		第1子出生世帯割合(%) (2)/[(1)+(2)] ()は2002年の値	
		夫婦のみ (1)	夫婦と0歳 児一人(2)		
官公庁		42,600	17,700	29.4	(19.4)
産業	医療・福祉	10,800	5,300	33.1	(21.0)
	教育・学習支援業	16,500	5,300	24.2	(22.0)
	公務(他に分類されないもの)	14,000	6,100	30.4	(15.4)

集計結果：妻が有業者の世帯

- 妻が正規職員のうち育児を理由とする休業者の割合は、官公庁に勤めている場合で約8割

第一子出生世帯における妻の勤め先の経営組織別にみた
「妻が育児のために仕事を少しもしなかった世帯数及び割合」(2007年)

	正規	株式会社・相互会社		官公庁	その他の法人・団体	個人
		1～999人	1000人以上			
正規(1)	64,700	17,800	11,800	17,700	15,100	2,400
うち 調査日前一週間 において育児のため に仕事を少しも しなかった(2)	44,500	11,700	8,400	14,300	9,600	400
割合(% (2)/(1))	68.7	65.8	71.5	80.8	63.7	18.2

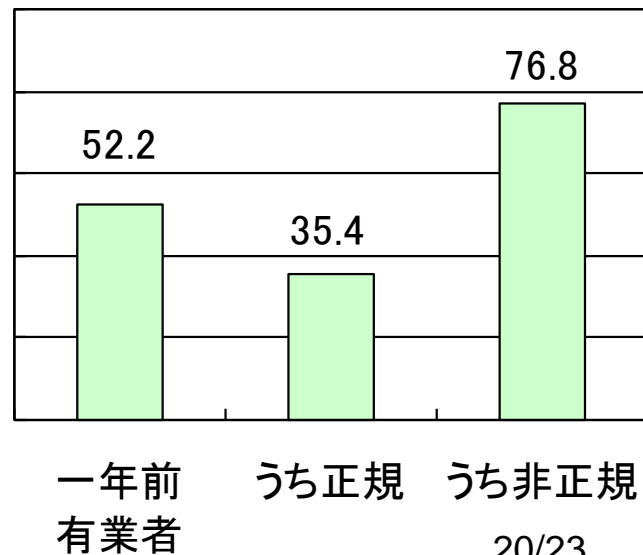
集計結果：妻が無業者の世帯

第1子出生世帯における離職割合

- 5割以上が1年間に離職
- 非正規職員では約8割が離職

第1子出生世帯における妻の調査時点と1年前の妻の就業状況別世帯数と離職割合（2007年）

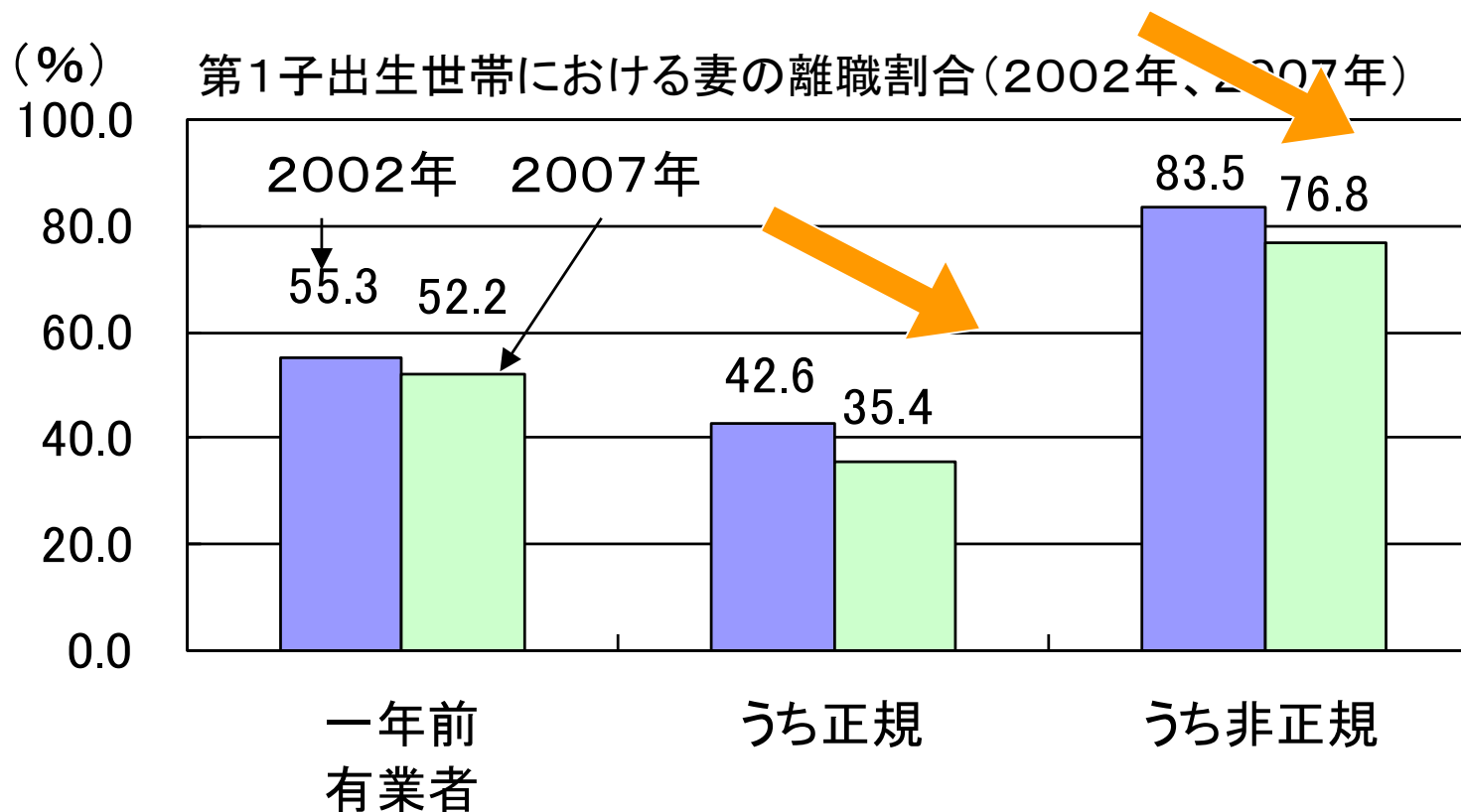
		一年前の就業状態				無業者	（%）
		合計	有業者	正規	非正規		
就業 状態 現在の	合計(1)	289,700	168,500	100,100	66,800	28,100	60.0
	有業者	84,200	80,600	64,700	15,400	2,800	40.0
	無業者(2)	205,500	87,900	35,400	51,300	7,300	20.0
離職割合(%) (2)/(1)		-	52.2	35.4	76.8	-	0.0



集計結果：妻が無業者の世帯

■ 第1子出生世帯における離職割合

- 2002年に比べて離職割合は低下





まとめ

■ 第1子出生世帯の特徴

妻が有業者

- 第1子出生世帯割合は、無業者の**4分の1**
- 官公庁に勤務の場合には、5年間で10ポイント上昇

妻が無業者

- 1年前に有業者だった妻の**約5割**が離職
- このうち妻が非正規だった場合には**約8割**が離職



参考文献

- 樋口美雄(1994)
「育児休業制度の実証分析」
『現代家族と社会保障 結婚・出生・育児 社会保障研究所研究叢書31』、
181-204、社会保障研究書編、東京大学出版会
- 佐藤朋彦(2008)
「就業構造基本調査の個票データを用いた夫婦の就業状況等と
第1子の出生に関する分析」
2008年度統計関連学会連合大会講演報告集、p.101